

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 6）に基づいた仕組みです。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組がおこなわれます。市川市立塩浜学園は、平成 28 年度に義務教育学校になったことを契機として、市川市で初めてコミュニティ・スクールとなりました。学校運営協議会は、15 人の委員で構成されています。

学校運営協議会の主な役割として、

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教

育委員会に意見が述べるができる の三つがあります。これらを通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができます。コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効なツールです。（文部科学省 HP より）



生徒総会の報告をする生徒会代表 3 名に
委員の皆様から大きな拍手が贈られる